

令和6年度 さいたま市立桜木中学校 生活のきまり

1 登下校

- (1) 8:00～8:20までに登校する。出欠確認は8:25とする。
*8:00前に登校する場合、各学年の先生の許可を前日までにとること。
- (2) 登校後は、許可なく校外に出ない。
- (3) 朝清掃がある場合は、登校後に体育着またはジャージに着替えておく。
- (4) 部活動の朝練習の際は7:10以降に登校する。
- (5) 原則として、自転車による登下校は認めない。
- (6) 登下校途中の寄り道、買い物、飲食は認めない。
- (7) 原則として、登下校は制服とする。
 - ア 部活動の朝練習及び学校が認めた場合は、ジャージ、体育着もしくは部活動で認められている服装で登校できる。
 - イ 放課後、部活動があった場合は、部活動で認められている服装で下校できる。
- (8) 全学年とも、登校通路は、正門または西門からとする。西門から職員室前を通っての登校は可とするが、武道場脇の門からの登下校は禁止とする。下校は正門のみとする。

2 服装

- (1) 通年、学校指定の制服とする。ただし、特別な定めや指示があった場合は、その指示に従う。
- (2) 夏服…ワイシャツ、ブラウス、半袖ポロシャツ、ズボン、スカート、ニットベスト
冬服…ブレザー、ワイシャツ、ブラウス、ズボン、スカート、ネクタイ、リボン、ニットベスト
※夏服期間は6～9月、冬服は10～5月。衣替え前後1カ月間は移行期間を設ける。
※ネクタイ、リボンを外した場合は、ワイシャツは第2ボタン、ブラウスは第1ボタンを必ずしめる。
※夏服期間はネクタイ・リボンをはずしてもよい。
※ブレザーのボタンをしめる。
※スカートはひざ下丈(ひざ立ちしたとき、スカートが床についている)とする。
※ズボンには必ずベルトを着用する。色は「紺」「黒」「茶」とする。
※ネクタイ、リボンを忘れた場合、職員室に借りに行く。
- (3) セーターは、Vネックで華美でないものとし、色は「黒」「紺」「グレー」とする。カーディガンの着用は禁止とする。着用期間は衣替え移行期間と同様とする
- (4) アンダーシャツは「白」「ベージュ」「黒」「紺」「グレー」可。胸のワンポイントは可とする。
- (5) ソックスは白、黒、紺、グレーを可とし、ワンポイントは可とする。
- (6) 登下校のシューズは、スポーツシューズとする。色の指定は特にしない。
※体育の授業で使用に耐えられるものでなければならない。
※スニーカー、ハイカットは禁止とする。
- (7) 上履きは学校指定のものとする。外から見えるように必ずかかとの部分に記名をする。
- (8) 校内で指定された名札を必ず着用する。
※名札にシール等の飾り物をつけない。
※他の生徒との名札の交換や使用はしない。
※名札を忘れた場合、職員室に借りに行く。

3 防寒具及び防寒着

- (1) 該当期間は、衣替え移行期間と同様とする
- (2) マフラー、ネックウォーマー、手袋、耳あての使用は登下校のみとする。
- (3) 防寒着はPコート、ダッフルコート、トレンチコート、ベンチコート、ダウン、ウィンドブレーカーとする。色は「黒」「紺」「グレー」「ベージュ」とする。
- (4) タイツの色は「黒」「ベージュ」「紺」「グレー」とする。

4 授業時の着替え

- (1) 原則として制服とする。特別な定めのもと、その時と場に応じた服装をする。なお、10月～4月の期間は授業中の防寒着も着用可とする。
- (2) 次の場合は、教科担任の許可のもとにジャージでもよい。
 - ① (清掃) 美術・国語・体育のような場合の国語はジャージでもよい。
 - ② (清掃) 理科→技家→国語→体育のような時間割の場合、午前中はすべてジャージになることがあるが、昼休みには着替える。
 - ③ 4h 体育→給食(昼休み)→国語→美術 or 部活動のような場合、午後の授業はジャージでもよい。
- (3) 朝礼、集会、儀式の時は、期間に従った制服とする。
※夏期はネクタイ・リボンを外してもよい。
- (4) 給食は配膳を最優先とし、服装はジャージ・体育着でも可。

5 髪型など

- (1) 学習や運動の妨げにならない髪型とする。脱色・染色は禁止する。
※肩にかかる髪はゴムで結わく。ゴムの色は「黒」「紺」「茶」とする。
※前髪は、まぶたより長くならないようにする。
※ヘアピンの色は「黒」「紺」とし、必要な数のみ使用可とする。
- (2) マニキュア、化粧、整髪料、香水は禁止する。
- (3) リップクリーム・日焼け止め・ハンドクリームは無香料・無着色のみ使用可とする。
- (4) 制汗シートは無香料のみ使用可とする。スプレー、液体は禁止とする。使用場所、ゴミの処理は各学年のトイレのごみ箱とする。

6 持ち物

- (1) 通学のカバンは、華美なものは避け、両手のあくものとする。
※キーホルダーなどは1個とし、手のひらの中に収まる大きさとする。
- (2) 不要物は持ってこない。貴重品は学校に持ってこない。
※携帯電話・電子辞書類の持ち込みは禁止とする。
※現金を持ってきた場合は、朝のうちに担任、部活動顧問など先生に預ける。
- (3) 水筒の持参は通年で許可をする。
※中身は水、お茶類、スポーツドリンク類のみ可とする。
※飲み物は水筒に入れてくる。
※飲む時間は、休み時間、昼休み、部活動の時間とする。
※回し飲みはしない。
- (4) うちわの使用は禁止とする。

7 校舎内での活動

- (1) 原則として、廊下を走らない。
- (2) 他の教室や誰もいない部屋等に勝手に入らない。
- (3) 下駄箱の使用は、上段に上履き、下段に下履きを入れる。
- (4) 職員室入室の際は名前と用件を述べてから入室する。入室の際は、コート、マフラー、手袋等は外し、入り口に置く。また、職員室内にバックを持ち込まない。
- (5) ベランダへの出入りは原則禁止とする。

8 部活動について

- (1) 給食がない日の午後の部活動について、次のことを守り、弁当持参を許可する。
 - ア 食べる場所や時間は顧問の指示を受ける。
 - イ 終業式、修了式の日には再登校とする。
- (2) 学校行事や私的な旅行での部活動等へのお土産は禁止する。